

令和2年度 長野県
障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修対応
相談支援従事者初任者研修講義部分
募 集 要 項

(必ず全てお読みください。)

弊協会は、「障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱(令和2年7月1日付2障第279号)」の第10及び第11に規定する障がい者相談支援従事者研修を実施する事業者、並びに「指定障害福祉サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者」(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)に規定するサービス管理責任者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、標記研修を実施いたします。

本研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の、相談支援従事者初任者研修講義部分の研修になります。

サービス管理責任者等基礎研修及びサービス管理責任者等実践研修(※)と併せて受講、修了することが、サービス管理責任者等となる要件の一つとなります。

下記内容にご留意いただいた上で、お申し込みください。

尚、標記研修の後に実施される今年度のサービス管理責任者等基礎研修の予定は、令和2年8月初旬頃ホームページにアップしますので、そちらをご覧ください。

(※)サービス管理責任者等実践研修は令和3年度より実施予定です。それまでの「経過措置」につきましては、管轄行政担当部署へお問い合わせください。

⑨ 相談支援従事者初任者研修を修了した方、過去にサービス管理責任者等研修を修了した方は、本研修を受講する必要はありません。

1. 目的

障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく事業の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的とする。

2. 対象者

指定障害福祉サービス事業者等において、サービス管理責任者等として配置しようとする者

- ※ 「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」を受講希望される方は、事前に標記研修の「障がい者相談支援従事者初任者研修講義部分」、若しくは「障がい者相談支援従事者初任者研修」を修了する必要がありますが、今年度の「障がい者相談支援従事者初任者研修」の最終日は「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」開始後となるため、同研修受講の要件として間に合いませんのでご注意ください。

※受講定員：140名（定員数になり次第締め切ります）

- ※（参考）下記の事業は、標記研修に該当しません。

・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、重度障害者等包括支援等

3. カリキュラム

- ◎ サビ児管研修対応相談支援従事者初任者研修講義部分（研修 No.20041）

※ 内容は全て e-ラーニングによる Web 配信講義となります。

1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）	講義時間
相談支援（障害児者支援）の目的	1.5時間
相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	2.5時間
相談支援に必要な技術	1時間

2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）	講義時間
相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	1時間
チームアプローチ(多職種連携)	0.5時間
相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	1.5時間

3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）	講義時間
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「障害者総合支援法等」）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	1.5時間

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本	1.5 時間
--	--------

4. 開催日程（テキスト配付期間、講義配信期間、課題提出期間）

サビ児管研修対応相談支援従事者初任者研修講義部分 研修 No.20041	
テキスト配付期間	8月31日(月)～9月4日(金)
e-ラーニング Web 講義配信期間	9月7日(月)～9月14日(月)
課題提出期限	9月18日(金)

※ URL や ID、パスワード等の詳細は、受講決定通知書同封の留意事項に記載します。

※ 研修修了の条件として、講義視聴後に課題を提出することが必須となります。課題を提出されない場合、修了証の交付は致しません

5. テキストについて

※使用テキスト「障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」

監修：(特非)日本相談支援専門員協会 編集：小澤温 発行：中央法規出版(株)

※ テキストの配付については、別紙申込様式に記載された「お申込み機関」が位置する、長野県内各圏域の総合相談支援センターと弊協会ストックヤードで行います(下表)。

※ **郵送による配付を希望される方は、別途送料が1,000円必要となります。**

圏域等	テキスト配付場所		
佐久	佐久広域連合 障害者相談支援センター	住所	〒385-0043 佐久市取出町 183 野沢会館内
		電話	0267-63-5177
上小	上小圏域 障害者総合支援センター	住所	〒386-0012 上田市中央 3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階
		電話	0268-28-5522
諏訪	諏訪圏域 障がい者総合支援センター オアシス	住所	〒392-0024 諏訪市小和田 19 番 3 号 諏訪市総合福祉センター内
		電話	0266-54-7713
上伊那	上伊那圏域 障がい者総合支援センター きらりあ	住所	〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 6451-1
		電話	0265-74-5627

飯伊	飯伊圏域 障がい者総合支援センター ほっと すまいる	住所	〒395-0024 飯田市東栄町 3108 番地 1 さんとびあ飯田 1 階
		電話	0265-24-3182
木曽	木曽 障がい者総合支援センター ともに	住所	〒399-5607 木曽郡上松町大字小川 1702 ひのきの里総合福祉センター内
		電話	0264-52-2494
松本	松本圏域 障がい者基幹相談支援センター	住所	〒399-0833 松本市双葉 4-8 なんぶくプラザ 1 階
		電話	0263-50-6931
大北	大北圏域 障害者総合支援センター スクラム・ネット	住所	〒398-0002 大町市大町 1129 大町市総合福祉センター内
		電話	0261-26-3855
長野市	特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会 ストックヤード	住所	〒381-2217 長野市稲里町中央 1 丁目 17-23 みずのごとし内
		電話	026-214-2105 (事務局) 026-214-5726 (みずのごとし)
長野 (北部)	須高地域 総合支援センター	住所	〒382-0087 須坂市須坂 344-3 須坂ショッピングセンター内
		電話	026-248-3750
長野 (南部)	千曲・坂城 障がい者(児) 基幹相談支援センター	住所	〒389-0821 千曲市上山田温泉 4-5-1
		電話	026-275-0548
北信	北信圏域 障害者総合相談支援センター	住所	〒383-0062 中野市大字笠原 765-1
		電話	0269-23-3525

6. 受講の申込み及び決定

下記の申込書を漏れなく記入の上、下記の方法でお申込みください。

- 令和2年度長野県障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修対応相談支援従事者初任者研修講義部分 申込書(様式第1号) (※ホームページよりダウンロードしてください)

※申込締切り 令和2年8月14日(金) 着厳守

上記期限までに、弊協会あてに、FAX・メール・郵送のいずれかでお申込みください。

申込専用 FAX：026-221-8760

申込専用 mail：moushikomi@bmail.plala.or.jp

お申込の際は、お間違えのないよう十分ご注意ください

- ※ 申込専用アドレスはお問い合わせには返信できませんのでご注意ください。また、添付ファイルはパスワードロックが掛かっていない Excel か PDFに限らせていただき、その他のファイル形式及びパスワードロックが掛けられているものはシステムセキュリティ管理の都合上、内容を確認せず破棄しますのでご了承ください。
- ※ 標記研修は長野県指定研修につき、原則として長野県内事業所に従事される方が受講対象となります。定員より多くお申し込みがあった場合は、県外からの申し込みの方からお断りする場合がありますので、その旨ご了承ください。

【 お問合せ先および郵送申込先 】

〒381-0026 長野県長野市松岡1丁目34-17

特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会 事務局

TEL：026-214-2105

FAX：026-221-8760

E-mail：nagano-soudan@amail.plala.or.jp（お申込みアドレスではありません）

受講可否通知書は後日、お申込みいただいた事業所へ郵送いたします。

- ※ 受講可否通知書の発送は、8月18日(火)頃を予定しております。
- ※ 8月21日(金)までに受講可否通知書が不達の場合、上記事務局までご連絡ください。
- ※ 申込時の不備や申込締め切り後に申し込まれた方は、受講できないことがありますのでご了承ください。

7. 受講料（テキスト代を含む）

- 令和2年度長野県障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者対応相談支援従事者初任者研修講義部分

非会員（一般）	<u>¥ 15,000</u>
正会員	<u>¥ 13,000</u>
団体賛助会員	<u>¥ 14,000</u>

※ テキストの郵送を希望される方は、上記受講料に送料1,000円が加算されます。

8. 受講料のお支払い方法

- 受講決定通知に、請求書を同封しますので、請求書の内容をご確認の上、指定の締め切り期日までに、指定の口座にお振り込みをお願いします。
- 振込手数料は、受講者負担となります。
- お振込み後、同封の「振込確認票」に必要事項を記入の上、明記されている送信先までFAX送信してください。
- 「振込確認票」の記載不備や送信がない場合、振り込み確認が遅れ、修了証の発送が大幅に遅れることがありますのでご注意ください。
- 会員受講料割引を希望される方は、送付する申込書に、入会時にお伝えしました会員番号(会員ID)をご記入ください。
- 令和2年度会費が未納の方は割引が適用されませんので、事務局までお問い合わせください。

9. キャンセルについて

キャンセルされる場合は、「受講申込様式」もしくは「受講票」の余白にキャンセルの旨を記入し、FAXにて研修専用申込番号までご連絡をお願いいたします。

（研修専用申込・キャンセルFAX番号：026-221-8760）

尚、テキスト発送日の前日（8月30日・日曜日）の正午までに上記の方法でご連絡いただければ、振込手数料を差し引き、受講料を返金させていただきますが、上記期日後および上記の連絡方法以外のキャンセルに関しましては、受講料の返金はできませんのでご了承ください。

10. 修了証

- 後日、受講料を納付し、修了したと認められた者に対して修了証を交付します。
- 申込書の内容で修了証に氏名、生年月日を記載します。申込書は正確にご記入ください。
- 「振込確認票」とお振込み名義の照合確認が取れない場合、修了証発送が遅れることがありますので、「振込確認票」は正確にご記入ください。

11. その他

- (1) 理由の如何に関わらず、受講できなかった場合は欠席とし、修了証の発行はできませんのでご注意ください。
 - (2) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと判断される者、研修の進行を妨害する者、研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者等は受講を取り消す場合があります。
- ※ 以上、要項をお読みいただき、全てご了承の上お申し込みください。

※ご注意！！

標記研修は、「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」に対応する、相談支援従事者初任者研修の講義部分のみのカリキュラムです。相談支援専門員として従事するための研修ではありませんのでご注意ください。

尚、当研修の申込様式は「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」の申し込みを兼ねておりません。

「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」は8月初旬頃申込が開始となりますので、受講を希望される方は別途お申し込みください。